

## 贈与税の時効①

### 子供の借金を親が肩代わり

ある大手事業 X 社の社長の X さんはワンマンオーナーで、長男A・次男B・三男Cの3人の子供がいました。昭和63年、Aは、自分が役員である X 社の子会社から2億円を借り入れて、NTTの株式に全額投資しましたが、株価は値下がり続け、会社から借りた2億円を返済できなくなりました。Aの会社にとっては、役員貸付金の不良債権化、取引銀行から見れば大問題です。そこで父親の X さんが、自分の会社 X の経理担当に「出してやれ」と指示。平成2年、父親 X 個人の預金からAの口座に、2億円が振り込まれ、Aは、自分の会社に借りた2億円を、返済することができました。

同じく平成2年、Bは、会社からの借金10億円で、株式投資をしました。そしてA同様に、失敗します。父親は、再び「出してやれ」と指示し、平成3年、Bの口座に10億円が振り込まれました。

Cも、株式投資に失敗したため、20億円の借財がありました。そして、これも父親の「出してやれ」の一声で、Cの口座に20億円が振り込まれました。

### 32億円は贈与か否か

父親がA・B・Cの子に渡した金額は、合計で32億円になります。A・B・Cの誰もが、贈与契約書や金銭消費貸借契約書等の書類を、作成していませんし、贈与税の申告書も、提出していません。父親は、子への返還請求をしていません。そのまま平成8年に父親が死亡し、この32億円が、相続税の税務調査で、問題になりました。

A・B・Cは、贈与契約書もないし贈与税の申告もしていないけれど、父親から返還を求められたことは、一度もないので、「32億円は贈与である」と、主張します。贈与されたお金だから、相続税の課税対象ではない、というわけです。贈与税の時効は申告期限から6年(偽りその他不正があった場合は7年)とされています。この時贈与税の時効になっていたため、税務署は贈与税を課税できないのです。

### 税務署の主張

課税したい税務署の論理はこうです。父親が返済しなかったのは、A・B・Cではなく「取引銀行から返済を迫られた会社」であり、32億円は返済資金として渡した。32億円は贈与契約書がないので、「贈与の合意はない」し、返済のための立替金(貸付金)である。父親は、自分が死亡した時において「A・B・Cへの立替金を免除する」という意図だったのだから、立替金を免除するという死因贈与契約である。したがって32億円は、死因贈与契約により相続税の課税対象となる。

どうしても課税したい税務署は、「死因贈与だから実質は父親の遺産」という苦しい理屈を頼りに、32億円に対して相続税の課税処分を行ないました。

### 判決は贈与

平成17年3月30日の静岡地裁は、贈与であるという判決を下しました。

32億円を渡したとき、父親は経理担当者に出してやれと言ったが、贈与に該当するかは明確ではないが、経理担当者もA・B・Cも、「出してやれ」は贈与の趣旨であると理解した。A・B・Cは、返還を求められたこともなく返還する能力もなかったのだから、立替金とはいえない。贈与税の申告をしないことは、「贈与がない」ことにはならない。よって32億円は、贈与である。以上が判決の要旨です。